

フランス・フランドル地方における民謡収集と アイデンティティの形成—地域と国家との間で

清水 祐美子

目次

はじめに

1. 19世紀中葉における「フラマン語圏」の言語状況
 2. フラマン語圏におけるフォルトゥール調査への協力者達
 3. 民族起源としての地域言語・地域文化
—クスマケル、ベッケルの共通認識
 - 3-1. 地方言語とフランスとの関係
 - 3-2. フラマン語の民謡とフランスとの関係
 4. 国境を越えて—ベッケルの民謡収集
 - 4-1. 国境を越えた連帯を求めて
—「オランダ語圏」の一体性
 - 4-2. パリへの意識
 5. フランドルの中の「フランス」として
—クスマケルの民謡収集
 - 5-1. 旋律の採譜への情熱—歌われたままに、正確に
 - 5-2. 旋律に宿る、フランス・フランドル地方の固有性
- むすびに

はじめに

19世紀、フランスの研究者らは民謡や昔話や諺などの民衆の口承に着目し、これを保存することを通じて文化的アイデンティティを形成していった。19世紀における民謡等の収集が、国民国家形成との関係で論じられてきたことは周知の通りである。神話や叙事詩の類をはじめとする民謡を収集する行為は、民族運動において大きな役割を果たしてきたとして複数の研究で指摘されてきた¹。ただ、こうした研究は東欧諸国等を主たるフィールドとしており、その中でフランスは、19世紀に民族運動を経て国民国家形成に至った国々とは異なる例外的な存在と位置づけられてきた。例えば民族学者ブロンベルジェの1996年の論文では、スコットランドやドイツ等の欧州他地域とフランスとを比較すると、19世紀フランスでは民謡等の収集に対する関心が乏しかったと述

¹ 例えば以下の著作。Miroslav Hroch, *Social Preconditions of National Revival in Europe*, translated by Ben Fowkes, New York, Columbia University Press, 1985; 2000; アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』加藤節訳、岩波書店、2000年（原著1983年）；エリック・J・ホブズボーム『ナショナリズムの歴史と現在』浜林正夫・嶋田耕也・庄司信訳、大月書店、2001年（原著1990年）；アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ—歴史社会学的考察』巢山靖司・高城和義他訳、名古屋大学出版会、1999年（原著1986年）；同『ナショナリズムの生命力』高柳先男訳、晶文社、1998年（原著1991年）。

べている²。ブロンベルジェは、フランスではドイツのグリム兄弟にあたるような、民衆の口承の収集に功績のあった人物がパンテオンに入るなどして顕彰の対象とされることがなかったということや、フランスで民族学的博物館が開館したのは北欧諸国より数十年も遅い1870年代だったということなどを根拠に、フランスでは伝統的に《エリート》達が民衆の習俗や口承に対して無関心だったと論じている。この見解には批判の余地がある。フランスでは中世以来、民衆の諺や風習が収集され続けていることや³、フランスの昔話が《エリートの》文学との混交を特徴とすると論じられてきたことなど⁴、少し考えただけでも反証を挙げられるからである。ティエスの1999年の著作ではブロンベルジェのような認識を改めるべく、フランスでもすでに19世紀前半には周辺諸地域の取組みに触発されて、民衆の習俗に関する調査や民謡収集等が実施されていたと具体的な事例を挙げて指摘している⁵。ティエスは、民衆文化の「文化遺産化 patrimonialisation」がフラ

² Christian Bromberger, « Ethnologie, patrimoine, identités : Y a-t-il une spécificité de la situation française? » in Daniel Fabre (dir.), *Europe entre cultures et nations : Actes du colloque de Tours, Décembre 1993*, Paris, MSH, 1996, pp. 9-23.

³ ナタリー・ゼーモン・デーヴィス『愚者の王国 異端の都市—近代初期フランスの民衆文化』第8章「諺と迷信」成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳、平凡社、1987年（原著1975年）；Daniel Fabre, « Proverbes, contes, et chansons », in Pierre Nora (dir.), *Les Lieux de mémoire, t. III : Les France*, vol. 2, Paris, Gallimard, 1992, pp. 613-639.

⁴ 昔話と《エリート》文学との関係については、ポール・ドラリュ『フランスの民話について』新倉朗子編訳『フランス民話集』所収、岩波書店、1993年、313-390頁（原文はPaul DELARUE, « Introduction », *Le conte populaire français : catalogue raisonné des versions de France*, t. I, Paris, Maisonneuve et Larose, 1976 ; rééd., 2002）；ロバート・ダーントン「農民は民話をとおして告げろする」海保眞夫、鷺見洋一訳『猫の大虐殺』所収、岩波書店、1986年；2007年。

⁵ Anne-Marie Thiesse, *La création des identités nationales : Europe XVIII^e-XX^e siècle*, Paris, Éd. du Seuil, 1999; rééd. « points histoire », 2001. 欧州全域における民謡等の収集の試みを比較・検討した著作。小規模な国々や地域の事例にも詳細に目配りしている点に、同書の大きな特徴がある。

ンスでは少なかったとする論調の背景には、欧州各地での民謡収集等の取組みが「フランス文化の普遍的帝国化への闘争として始まったと見なされた」ことから、「普遍」の発信地たるフランスではそうした「闘争」が起こりえないと、理論的に考えられてきたことがあると説明している。だがティエスは、19世紀フランスでの様々な「民衆文化への参照」の試みを踏まえた上でなお、結果的にはそれがフランスの国民意識の醸成に貢献しなかったという結論を出している⁶。こうした見解が通説となっている。

本稿は、こうした見解に懐疑的な立場をとる。ここまで言及したいずれの研究も、フランスと他国とを比較し、フランスにおける民衆文化への関心のあり方には他国と異なる側面があったと指摘している。この指摘自体には確かに意味がある。だが、東欧諸国等の民族運動の分析で得られたパターンをフランスに当てはめる形で立論されており、フランスの例外性を指摘した時点で考察を止めてしまっている。つまり、民謡などの民衆の口承を収集し保存するという取組みが、19世紀フランスの人々のアイデンティティとどのような関係にあったのかを具体的に明らかにすることには関心が向けられていないのである。この大きな問いに答えるためには、まず、民謡収集等の個々の取組みについて、どのような人物がどのような意図で、何をどのように集めたのかといった詳細を、正確に把握することから始めなくてはならない。また、フランス国内が文化的多様性に満ちていることを踏まえ、地域ごとの状況を勘案しながら分析する必要もある。民謡収集の実態の解明はブルターニュ地方を中心に精力的に進められてきたが⁷、それ以外の地域ではすべき事がまだ多

い。民謡収集を主に担ったのは、地方学術団体を舞台に活動した地方在住の研究者達だった。彼らが地域と国家との間でどのようなアイデンティティを抱いていたのかを問う研究は、近年、緒についたところである⁸。

19世紀フランスにおいて民謡を収集するという行為は、地方在住の研究者達のアイデンティティの構築とどのような関係にあったか。地方在住の研究者は、地元の地域とフランスという国家との関係をどのようなものとして捉えていたか。こうした問いについて考察するため、本稿では、政府主導で実施された全国民謡収集事業であるフォルトゥール調査 *l'enquête Fortoul* (1852-1857) を取り上げる。公教育大臣の直轄する公教育省歴史研究委員会 *Comité des travaux historiques* が中心となり⁹、同委員会に所属す

Jouin-de-Milly, FAMDT, 1995, 2 vols. 本稿で取り上げる全国民謡調査（フォルトゥール調査）で集められた全てのブルターニュ地方の民謡を網羅し、手稿史料を活字化した文献が近年刊行された。Laurence Berthou-Bécam et Didier Bécam, *L'enquête Fortoul (1852-1876) : chansons populaires de Haute et Basse-Bretagne*, Paris, CTHS/ Rennes, Dastum, 2010, 2 vols.

⁸ 2000年代以降、地方学術団体の活動内容（主に歴史学的・考古的分野の郷土研究）を分析し、地方在住の研究者達における地域意識の形成過程を論じる研究が隆盛している。例えば、Stéphane Gerson, *The Pride of Place : Local Memories and Political Culture in Nineteenth-Century France*, Ithaca and London, Cornell University Press, 2003 ; Id., « L'État français et le culte malaisé des souvenirs locaux, 1830-1870 », *Revue d'histoire du XIX^e siècle*, n°29, 2004 ; François Guillet, « Naissance de la Normandie (1750-1850) », *Terrain [en ligne]*, n° 33, 1999, mis en ligne le 09 mars 2007. URL : <http://terrain.revues.org/index2712.html> ; Id., « Entre stratégie sociale et quête érudite : les notables normands et la fabrication de la Normandie au XIX^e siècle », *Le Mouvement Social*, n° 203, 2003/2, pp. 89-111 ; Odile Parsis-Barubé, *La province antiquaire : L'invention de l'histoire locale en France (1800-1870)*, Paris, CTHS, 2011.

⁹ 1834年に設立された歴史研究委員会は、フォルトゥール調査の開始を命じた1852年9月13日の大統領令にて「フランスの言語・歴史・芸術委員会 *Comité de la langue, de l'histoire et des arts de la France*」と改称・再編され、1856年までのフォルトゥール公教育大臣在任中はこの名称が用いられた。だが本稿では、この改称の前後の時代で同委員会は本質的に不変で、組織的構造には連続性があると考え、「フランスの言語・歴史・芸術委員会」よりも広く知られている「歴史研究委員会」の名称を用いる。ジェルソンやパルシス＝バリュベの著作（前註参照）でも同様の措置が取られている。歴史研究委員会の変遷については、拙稿「19世紀フランスの公教育省歴史研究委員会と未刊行史料集成事業—「地方」と「中央」の関係に着目して」『日仏歴史学会会報』第27号、2012年、3-16頁を参照。なお歴史研究委員会は「歴史・科学研究委員会 CTHS」として現存する。

⁶ Id., « La construction de la culture populaire comme patrimoine national, XVIII^e-XX^e siècles », in Dominique Poulot (dir.), *Patrimoine et modernité*, Paris, L'Harmattan, 1998, pp. 267-278. (esp. pp. 271-272.)

⁷ ブルターニュ地方の状況を概観させてくれる優れた著作として、原聖『〈民族起源〉の精神史—ブルターニュとフランス近代』岩波書店、2003年。民謡収集の詳細を解明するために、民謡の聞き書きに用いられたノート類を綿密に分析した労作が、ブルターニュ地方だけでも複数出ている。Donatien Laurent, *Aux sources du Barzaz-Breiz : La mémoire d'un peuple*, Douarnenez, ArMen, 1989 ; Armand Guéraud, *En Bretagne et Poitou : chants populaires du comté nantais et du Bas-Poitou, recueillis entre 1856 et 1861 par Armand Guéraud*, Saint-

る全国の研究者等を動員して、各地の「固有語 idiomes」の民謡を原語で記録させた。本稿の問題設定にとって、政府主導の民謡収集というフォルトゥール調査の特徴が、重要な意味を持って来る。ゆくゆくはフランス民謡の集成に収められるものと想定しつつ、地元の民謡を集めて公教育大臣に報告するという経験は、民謡収集への協力者達に、地元地域と国家との関係を考えさせる契機となったのではないか。本稿はこうした仮説のもと、地方在住の研究者がフォルトゥール調査でいかに活動したかを明らかにする。

もとより上記の問題意識は、フランス全国の各地域を対象とした分析を必要とする。最初の取りかかりとして、本稿では国境地域に着目する。カタルーニャ地方、バスク地方、アルザス地方、フランドル地方といった国境地域では、国境を隔てた地域と言語や文化を共有している。そうした地域の中でも、本稿は、ゲルマン語派に属するフラマン語（フランドル語／フランデレン語）圏を含む¹⁰、フランス・フランドル地方 *Flandre de France* を取り上げる。フランス北端に位置するこの地方はベルギーと国境を接し、ベルギーのほぼ北半分の地域およびオランダと同一の言語圏に属する。フラマン語圏の民謡収集関係の史料を見ると、地域と国家との間での地元地域のアイデンティティのあり方に関する論点が、他の国境地域と比べて最も鮮明に呈示されている。このため、本稿の問題設定に応じた戦略として、フランス・フランドル地方を取り上げることの意味は大きいと判断した。フランス・フランドル地方を包含するノール県は、フランス国内でも地方学術団体数

の多い地域の一つで、ジェルソンの 2003 年の著作（註 8 参照）でもノール県の事例を取り上げている。だがフラマン語圏が国境に跨がっているという点が考慮に入っておらず、フランス・フランドル地方の研究者達にとっての、国境の外の地域との連関の捉え方は不明なままである。本稿がこうした点を視野に入れてフラマン語圏の民謡収集を分析することで、地方在住の研究者が描き出した地域の固有性の特徴について、新たな側面を明らかにできるだろう。

フラマン語圏の研究者達は、きわめて熱心にフォルトゥール調査に協力したため、史料が非常に充実している。フランス・フランドル地方でフォルトゥール調査に協力した研究者達の中でも比較可能な例として、ベッケル *Louis de Baecker* (1814-1896) とクスマケル *Edmond de Coussemaker* (1805-1876) の二名に注目する¹¹。彼らは地方学術団体を共同設立するなど近い関係にあり、経歴も似通っている。彼らの所説を比較して共通点と相違点とを明らかにし、フランス・フランドル地方に生きる人間としてのアイデンティティを構築する上で彼らが参照軸とした事柄を論じていく。第一に、彼らがどのような意図をもってフォルトゥール調査に臨んだか。第二に、彼らが地元地域とフランスとの関係をいかように認識していたか、また国境をどのように意識化したか。第三に、民謡収集という行為は、地方在住の研究者が地域的アイデンティティを構築する上でいかなる役割を果たしたか。こうした問いについて考察していく。

史料としては、フランス国立古文書館に所蔵されているフォルトゥール調査の関係史料や¹²、ベッケルやクスマケルが公教育大臣・公教育省歴史研究委員会のパリの本部（正委員）と交わした書簡類や、彼らがそれぞれに著した民謡集等の著作を参照する。

¹⁰ 現代では、フラマン（フランドル／フランデレン）語の発音・語彙等はいわゆる「標準オランダ語」と大差がなく、フランドル語の書きことばには「標準オランダ語」が用いられる。こうした点から河崎靖氏は、フランドル語は言語学的に見るとオランダ語と同一の言語であり、独立した言語として扱うことは「誤解」だと指摘する（河崎靖『ゲルマン語学への招待—ヨーロッパ言語文化史入門』現代書館、2006 年、37-38 頁）。なお本文で詳述する通り、言語学的にオランダ語とフラマン語とが同質という現代の見解は、19 世紀に関しては必ずしも合致しない。またフラマン *Flamand* とは「フランドルの～」を意味するフランス語の形容詞である。地名でなく形容詞を言語名に冠して訳語とすることは本来不自然だが、本稿では、通称として浸透している「フラマン語」という訳語を用いる。

¹¹ *Baecker, Coussemaker* のカタカナ表記はフランス語式発音に従った。今日の標準オランダ語の発音では語尾の *er* が微かに発音されるが、フランス語の発音と微妙に異なり、あえてカタカナで記すと「ベッケア」「クスマケア」に近くなると思われる。なおフラマン語に近い言語の一つであるドイツ語式の発音では「ベッカー」「クスメーカー」となる。岩本和子氏は「クスメイカー」として、英語式の表記を採用している。岩本和子『周縁の文学—ベルギーのフランス語文学にみるナショナリズムの変遷』松籟社、2007 年。

¹² *Archives Nationales de France (AN)*, F17/3245, F17/3246.

以下、第一に 19 世紀中葉のフランス・フランドル地方の言語的状況を把握する。第二に、フラマン語圏を包含する諸県でのフォルトゥール調査への協力者達について述べる。第三に、ベッケルとクスマケルとが共有していた主張を分析し、彼らの国家観およびフランスと地元地域との関係についての彼らの認識を明らかにする。第四・第五節では、ベッケル、クスマケルの民謡収集を、相違点に注目しながら比較する。

1. 19 世紀中葉における「フラマン語圏」の言語状況

フランス・フランドル地方とフラマン語圏とは必ずしも一致しない。かつてのフランドル伯領のうち、1668 年のアーヘン（エクス・ラ・シャペル）の和約でフランス領となった地域（フランス・フランドル地方）の中でも¹³、一部ではフランス語が浸透してフラマン語が廃れていったからである。ベッケルやクスマケルは、産業化や鉄道敷設に伴ってフラマン語圏を含むノール県内で人の移動が急増している現実を前に¹⁴、フラマン語の衰退が加速しているのではないかと危機感を抱いた¹⁵。ベッケルはフランス国内のフラマン語話者数を約 20 万人と見積もっている¹⁶。フランスの人口約 3600 万人の内、ドイツ語（話者数約 116 万人）、ブルターニュ語（話者数約

107 万人）に比べると、フラマン語圏の人口は実に小規模である¹⁷。

クスマケルとベッケルが協同して設立し、初代会長・副会長の座を分け合った地方学術団体「フランス・フラマン委員会 *Comité Flamand de France*」

（1853 年～現存）では、フラマン語を衰退から守る対策を講じるべく、現状把握を試みた。フランス・フランドル地方での言語の使用状況をコミューン単位で詳細に把握し、現状の言語境界線を確定するための言語調査を行なったのである。既に 1845 年も別の地方学術団体の「ノール県歴史委員会」が同様の言語調査を実施していたが、クスマケルらの中には、この時は不十分な結果しか得られなかったように映った。というのも、ノール県歴史委員会は質問表を市町村長にしか送付しなかったからである。クスマケルはこの調査方法を批判して、確かにその土地で最も優秀な人物は首長なのだろうが、民衆の使用言語に関して正確な情報を把握しているかどうかは疑わしいと述べている¹⁸。フランス・フラマン委員会では、日頃からあらゆる階層の人間に接する機会のある人物こそが民衆の用いる言語の状況を熟知しているはずだと考え、聖職者や小学校教師に尋ねることが最善と判断した。調査地点は、ノール県北部のダンケルク郡とアーゼブルック郡、そしてノール県の西側に隣接するパ＝ド＝カレ県サントメール郡である。人々が会話に用いる言語を筆頭に、説教、教理問答、結婚の告示、祈禱書およびその他の読書等、主に教会を舞台に想定される具体的な局面ごとに、人々がフランス語・フラマン語のいずれの言語を用いるか、双方共に用いる場合にはいかなる割合でどちらの言語が優勢かを報告させた¹⁹。

クスマケルらが 202 通の回答を分析した結果、パ＝ド＝カレ県に接する 2 つのコミューン（グラヴリーヌ、サン＝ジョルジュ）やノール県南部に接する 8 つのコミューンではフランス語しか用いられていなかったが、ベルギーに隣接する一帯ではフランス

¹³ フランス・フランドル地方の歴史は以下の文献で概観できる。斉藤綱子、佐藤弘幸ほか「ベネルクス」、森田安一編『新版世界各国史 14 スイス・ベネルクス史』所収、山川出版社、1998 年（特に 196, 260, 350 頁）；堀内一徳「フランドル伯領」、前川貞次郎「フランドル戦争（帰属戦争）」京大西洋史辞典編纂会編『新編西洋史辞典 改訂増補』東京創元社、2000 年（改訂増補第 5 刷）。

¹⁴ 18 世紀にヴァランシエンヌ付近で石炭の鉱脈が発見されたことで、産業革命を経てノール県は石炭の一大産地として繁栄した。19 世紀前半の 50 年間に、ノール県およびパ＝ド＝カレ県では、都市部を中心に人口が 10 万人程度増加した。パリ～リール間の鉄道開通は 1846 年。Pierre Pierrard, *La vie quotidienne dans le Nord au XIX^e siècle*, Paris, Hachette, 1976 ; Id., *Histoire du Nord*, Paris, Hachette, 1978 ; 1992.

¹⁵ Charles-Edmond-Henri de Coussemaker, *Délimitation du Flamand et du Français dans le Nord de la France : avec une carte coloriée par M. Bocave : Extrait des Annales du Comité Flamand de France, tome III*, Dunkerque, Typographie Benjamin Kien, 1857.

¹⁶ ベッケルが 1851 年 1 月 1 日の法令 (*Bulletin des lois de 1852*, n°533 に所収) に所載の情報に依拠して算出した数字。Louis de Baecker, *Grammaire comparée des langues de la France : Flamand, Allemand, Celto-breton, Basque, Provençal, Espagnol, Italien, Français comparés au Sanscrit*, Paris, Librairie Ch. Blériot, 1860, p. 54.

¹⁷ フラマン語と同程度の人口規模をフランス国内に持つ地方言語の例として、ベッケルは、カタルーニャ語（国内話者数約 10 万人）、バスク語（約 16 万人）、イタリア語（約 20 万人）を挙げている。Ibid.

¹⁸ Coussemaker, *Délimitation...*, p. 5.

¹⁹ 質問表は、Ibid., pp. 5-6 に掲載。

語を全く使わずに、フラマン語だけを話していることが確認できた。中間地帯にあるコミューンではフランス語もフラマン語も話せる人が多いが、フラマン語で主に会話すると答えたコミューンが多数を占めた。現代のフラマン語圏はダンケルク郡とほぼ一致しているが²⁰、19世紀半ばの時点ではそれよりもやや広域で、パ＝ド＝カレ県の一部にも広がっていた。両言語を併用する地域では、読書に用いる言語に関して、フラマン語の本を用いるのは年配者、フランス語の本を用いるのは若年者と、年代別に傾向が分かれた²¹。

フランス・フラマン委員会の調査結果を相対化するために、1860年代にデュリュイ公教育大臣の時に行なわれた、全国言語調査の結果を簡単に見ておく²²。この調査はフランス語教育の《浸透》の成果を把握する目的で実施されたものである。従って、地方言語の存続状況が過小評価されている可能性も念頭に置きつつ、この史料に臨むべきであろう。各県内で使用されるフランス語以外の言語は一括して「俚言 patois」と表記されている。ノール県ではフラマン語以外にもワロン語、リール語等の「俚言」が話されているため、残念なことに、フラマン語圏のデータだけをこの調査から拾い上げることはできない。ノール県では、660のコミューンのうち83のコミューンで、フランス語が全く話されていない。南仏の複数の県で、県内のどのコミューンでも一切フランス語が話されていないという回答が出ているのに比べると、ノール県でフランス語が会話に用いられる割合は相対的に高い。だが学校教育に関しては、教育現場から「方言」を完全に排除している県が大半の中、小学校の授業でフランス語と共に「方言」を用いて教える（「方言」自体の教育ではないことに注意）と答えた教師のいる小学校が、ノール県内全1491校中146校と約1割存在し、また、フランス語での会話も読み書きもできない就学児・未

就学児の存在も比較的顕著である²³。フランス・フラマン委員会の憂慮をよそに、ノール県の初等教育現場では、他県と比較すると、依然として「方言」が堅持され続けていたのである。こうした言語状況の中、フォルトゥール調査が行なわれた。

2. フラマン語圏におけるフォルトゥール調査への協力者達

政府主導の民謡収集であるフォルトゥール調査は、公教育省歴史研究委員会文献学部門が担当した。この委員会は元々、七月王政下に公教育大臣ギゾーが「未刊行史料集成」事業の開始に合わせて創設した組織である²⁴。未刊行史料集成は、フランス各地の文書館や図書館で保管されている史料類を収集して刊行する目的で、公教育大臣の管轄の下、数十年間にわたって実施された。七月王政下のフランス政府は、歴史的建造物や芸術作品などの文化遺産の保存行政の組織化に着手し始めており、未刊行史料集成は、そうした歴史的建造物の保存と並行して実施された²⁵。その一環として、フォルトゥール公教育大臣の進言を受ける形でルイ＝ナポレオンが発した1852年9月13日の大統領令で、全国民謡収集が開始される。この調査の成果は、20年余の編纂作業を経て二つ折版全6巻（各巻500～600頁）の『フランス民衆詩歌集成』に結実し、1876年にフランス国立図書館手稿部に収蔵された²⁶。

²³ 7才から13才の就学児・未就学児156703名のうち3800名が、フランス語での会話・読み書きともに不可能。ノール県に隣接するパ＝ド＝カレ県では0名と回答。AN, F17*/3160。

²⁴ 未刊行史料集成の概要、および、公教育省歴史研究委員会の詳細については、前出拙稿「19世紀フランスの…」参照。

²⁵ 歴史的建造物保存を担う行政機構の整備は1830年代から始まり、1870年代に歴史的建造物保存に関する法体系が制定されるに至る。このフランスの法体系はヨーロッパ諸国の範となった。Philippe Tanchoux, « Heurs et malheurs de l'administration chargée de la protection des monuments historiques en France ; 1830-1848 », *Culture et gouvernance locale* (Laurentian University, Sudbury, Ontario, Canada), vol. 1, n°1, 2008, pp. 28-46 (esp. p. 46)。

²⁶ *Poésies populaires de la France*, Bibliothèque nationale de France, dép. manuscrit, fond français, nouvelle acquisition, n°s 3338-3343。フォルトゥール調査の開始当初、『フランス民衆詩歌集成』は刊行される予定だった。この集成は半ば偶発的な経緯で、手稿のまま国立図書館に収蔵された（AN, F17/3245 « Décrets, circulaires, correspondance 1852-1876 »）。

²⁰ ダンケルク郡の人口約35万人のうち、フラマン語の話者数は4-10万人と推定（1984年時点）。アンリ・ジオルダン編『虐げられた言語の復権—フランスにおける少数言語の教育運動』原聖訳、批評社、1987年、「フラマン語」109-123頁。

²¹ 以上の調査結果はCoussemaker, *Délimitation...*

²² AN, F17*/3160 : Statistique de l'enseignement primaire sous le ministère Duruy [Entre 1863 et 1869] : ch. 8, idiomes et patois.

フラマン語圏の地域を含むノール県とパ＝ド＝カレ県では、公教育省歴史研究委員会の地方在住の委員である地方委員・通信委員のポストに、1852年、地元在住の研究者14名が任命された。このうち、民謡収集に協力したことを史料上で確認できた者は5名（その内、フラマン語圏の研究者はクスマケルとベッケルのみ）であり、それ以外の地方委員や通信委員は、民謡以外の史料集成や歴史的建造物に関する調査といった、歴史研究委員会を実施する他の事業に専念していた²⁷。わずか5名ではあったが、彼らは非常に熱心に民謡収集に取り組んだ。ノール県大学区（アカデミー管区）長は県内のフォルトゥール調査の実施状況を報告して、「フラマン語が支配的なダンケルク郡とアーゼブルック郡につきましては、ダンケルク競争協会 *la société d'émulation de Dunkerque* や²⁸、学士院通信委員であられるベッケル氏が民謡を収集し尽くしてしまったため、初等視学官が歌を拾う余地が一切残っておりません」と述べている²⁹。ダンケルク競争協会以外の団体でも民謡が収集された。例えばフランス・フラマン委員会では、会長のクスマケルが次のように会員達に呼びかけている³⁰。

「悲歌、物語詩、哀歌、子守歌や子どもの歌、短い昔話、そしてこの地（くに）*pays* に特有の慣習に関するあらゆるものを送って下さい。こうした歌や物語は、しばしば古代の歌や物語と同じくらい興味深い伝統を宿しています。急いで集めましょう。なぜならこれらは消えつつあるからです」。

出版に至らなかった最大の要因は、1856年にフォルトゥールが急逝した影響で、翌年、歴史研究委員会の活動重点項目から民謡収集が外されたことにある。

²⁷ Anon (歴史研究委員会秘書か), « Correspondants. Résumé de leurs communications depuis 1852 », juillet 1855, AN, F17/2831. 地方委員・通信委員の報告、大臣側から地方委員・通信委員への返答 (AN, F17/3245, F17/3246) も参照した。

²⁸ ベッケルもクスマケルも所属していた地方学術団体。「競争 *émulation*」は会員同士の切磋琢磨の場というほどの意味で、地方学術団体名としてしばしば用いられた語。

²⁹ 1854年6月17日、ノール県大学区長から公教育大臣への報告。AN, F17/3245. フォルトゥール調査では、歴史研究委員会の構成員である地方委員・通信委員の他に、大学区長以下、初等視学官、小学校教師も民謡調査に動員された。

³⁰ *Annales du Comité Flamand de France : 1853, Dunkerque, Mme Thery et les autres libraires, 1854, p. 10.*

こうした呼びかけに応え、会員達は古い文献などから歌を集めた。ノール県の研究者達の中で最も民謡収集への熱意に満ち、地元の地方学術団体で呼びかけるなどしてフラマン語圏での民謡収集の隆盛を牽引したのが、他ならぬクスマケルとベッケルだった。彼らがフォルトゥール調査のために残した記述の量は、ノール県およびパ＝ド＝カレ県の他の地方委員・通信委員のそれを圧倒的に凌駕している。こうした点を鑑みて、本稿の分析の対象はこの両名に限定する。

エドモン・ド・クスマケルは、弁護士（のち判事に転じる）を本業とする傍ら、地方学術団体に所属して研究活動を行なった。研究者としてのクスマケルの最大の特徴は、音楽学に関する高度な専門知識を備えていたことにある³¹。クスマケルは中世音楽研究を軸に研究活動を展開した。その業績は今日でもなお参照すべき内容を含み、クスマケルの名は、中世音楽研究の開拓者として音楽学史上に刻まれている³²。中世音楽の研究者であるクスマケルが民謡

³¹ クスマケルは幼児期より、歌い手としてもピアニストとしても卓越した才能を発揮したと伝えられる。法学部の学生としてパリに渡り (1825-31年)、学業の傍ら、歌唱法や作曲法をフェリーチェ・ベッレグリーニ (1774-1832, 著名な歌手。1829年末より国立音楽学校教授) らのもとで本格的に学ぶ。学位取得後、法廷弁護士の職を得て帰郷したクスマケルは、ノール県の都市ドゥーエで対位法 (作曲法の一つ) を学び、楽曲の作曲を始める。クスマケルが作曲した作品のうち、数曲のロマンスや舞曲が出版された (筆者は未確認)。劇曲、ミサ、その他の宗教曲など未刊行の作品もある。音楽学者としてのクスマケルは、グレゴリオ聖歌、中世の記譜法、中世音楽理論などを研究し、自ら発掘した中世の手稿譜を近代的記譜法に直して出版した業績がある。クスマケルはダンケルク競争協会で会長を務めた他、フランス学士院通信委員、ベルギー王立アカデミー客員会員等としても活躍し、所属団体は国内外で29を数える。1847年にレジオン・ドヌール勲章の騎士章を受勲。以上、クスマケルの伝記的情報は以下を参照。Danièle Pistone, « Edmond de Cousse-maker (1805-1876), Pionnier de la musicologie française », *Revue du Nord*, n°242, 1979, p. 610 ; Robert Wangermée, « Cousse-maker », in Stanley Sadie (ed.), *The New Grove Dictionary of Music and Musicians Second Edition*, vol. 6, London, Macmillan, 2001, pp. 614-615 ; « de Cousse-maker, Charles Edmond Henri », AN, LH/619/21. フランス文化省と国立古文書館とが運営する、レジオン・ドヌール受勲者データベース LÉONORE (<http://www.culture.gouv.fr/documentation/leonore/leonore.htm>) で史料の画像を閲覧できる。

³² 中世音楽は18世紀までは忘れられた存在と化していたが、19世紀半ば頃より、グレゴリオ聖歌の復興運動が起こるなどして再評価が進んだ。John A. Emerson, Jane Bellingham and David Hiley, « Plainchant », in Sadie (ed.), *The New Grove*

収集に身を投じることにしたのは、民謡の音楽的特徴が中世音楽と類似していると考えたためである。実際、クスマケルはフランス・フランドル地方の民謡の音階が、中世の聖歌の音階の一種と同一だと論じている。民謡の音楽的側面に強い興味を持った彼は、旋律の採譜に熱心に取組んでいく（詳細は後述）。

ルイ・ド・ベッケルもクスマケルと同じように、治安判事や弁護士を生業としながら地方学術団体に所属して、郷土であるフランス・フランドル地方に関する研究を多方面で手がけた³³。ベッケルの報告した民謡は、3つの傾向に大別できる。第一に、フランス国内の他地域で収集された歌のフラマン語版ヴァリアント（異文）である。第二に、郷土史上のエピソードや叙事詩などを題材とする歴史伝承詩歌や、神話・伝説に取材した歌である。第三に、地元の祭の歌や子どもの遊び歌など、人々の慣習に根ざした歌である。ベッケルは図書館や文書館で所蔵さ

Dictionary of Music and Musicians Second Edition, vol. 12, pp. 854-855.

³³ ベッケルは若い頃より地元ベルグ市の歴史に親しむうち、証書や手稿史料を紐解いて郷土史の研究にのめり込むようになったと回顧している。Baecker, *Recherches historiques sur la ville de Bergues, en Flandre, Bruges, Vandecastelle-Werbrouck*, 1849, pp. 5-6. 七月王政下の1842年、ベッケルは、開設されて間もない内務省歴史的建造物委員会のノール県通信委員（後にパ＝ド＝カレ県も兼任）に着任する。修復・保存すべき価値のある建造物について調査を行い、建造物の現状を歴史的建造物監視官に報告することを任務とするポストである。1850年、ノール県歴史的建造物監視官ならびに公教育省歴史研究委員会通信委員に任命される。内務省が管轄する歴史的建造物保存行政にも、公教育省が管轄する未刊行史料集成事業にも、ベッケルは大いに貢献した。1866年、レジオンドヌール勲章の騎士章を受勲（« de Backer, Louis Benoit Désiré », AN, LH/87/69）。先行研究ではベッケルの名への言及はあっても、伝記的情報に触れている文献が見当たらない。このため、以下の史料の中でベッケル自身が経歴を述べている箇所を主に参照した。1843年7月29日、ベッケルから公教育大臣への書簡（自著献本の挨拶、兼、歴史研究委員会通信委員に自薦する書簡）。1875年1月18日、ベッケルから公教育大臣への書簡（歴史的建造物の監視業務に対する助成金申請）、いずれもAN, F17/2838。ところでベッケルの姓の綴り方は、公教育省歴史研究委員会の刊行物やベッケル自身の著作等では、Backer, Baëcker, Debaeckerなど複数の表記が並存し、統一されていない。本稿はベッケル自筆の表記に従いBaeckerとするが、パ＝ド＝カレ県サントメールの民事裁判所は、ベッケルの姓をde Backerと綴るよう、1868年9月28日付で命令を出している（« Reconstitution des matricules des membres de la Légion d'honneur : de Backer », AN, LH/87/69）。1870年代に記されたベッケル自筆の署名を数点見たが、この命令通りの綴りに変更していた。

れている写本や文書類を紐解いて、すでに伝承が絶えてしまった古い民謡の記録を掘り起こしたのに加え、実際に歌われている民謡を聞き書きして記録に残す活動も行なった。音楽学の専門家であるクスマケルとは異なり、ベッケルは旋律の採譜を必ずしも重視した訳ではなかったが、歌にまつわる民衆の慣習や「迷信」に強い興味を示して克明に記録した。

では次に、クスマケルやベッケルの所説について検討していく。

3. 民族起源としての地域言語・地域文化—クスマケル、ベッケルの共通認識

3-1. 地方言語とフランスとの関係

クスマケルとベッケルは共に、アンシアン・レジーム下の王権やフランス革命後の政府が行なってきたフランス語浸透策を、地方言語への抑圧と見なし非難した³⁴。クスマケルは、権力と行政の中央集権化や法と機構の画一化の帰結として、「私達が生きている時代は、日々伝統が失われ、諸地方の特性 *caractère national* が消滅する時代である」と述べ、特にフランス・フランドル地方では伝承の断絶という危機が迫っていると危惧している³⁵。またベッケルは、1621年のルイ13世の王令以来³⁶、法廷等における地方言語の使用禁止令がたびたび出されてきた事例を列挙している³⁷。一連の措置にも関わらず、

³⁴ Baecker, *Grammaire comparée...*, pp. 55-62 ; Coussemaker, *Chants populaires des Flamands de France : recueillis et publiés avec les mélodies originales, une traduction française et des notes*, Gand, Imprimerie et lithographie de F. et E. Gyselynck, 1856, p. VII.

³⁵ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. IV.

³⁶ ポーに高等法院を新設する王令で、ベアルン語を用いて調書を作成することを禁じたもの。

³⁷ フラマン語禁止令：1684年12月のルイ14世の王令。フランス・フランドル地方の諸都市では、全ての弁護士・検察官・裁判官に対し、訴訟事件の口頭弁論、記録の筆記、判決の言い渡し、その他いずれの手続きでもフランス語以外の使用を禁じる。違反した場合、審判等が無効となる。②アルザス語禁止令：1685年1月30日の国王諮問会議の裁定。アルザスでは、裁判所の審級や訴訟の民事・刑事の別を問わず、いかなる公証人・書記もフランス語で書類を作成しなければならない。行政官、バイイ裁判所裁判官、公証人、書記、その他いずれも、いかなるドイツ語の書類も受け取ってはならない。違反した場合、審判等が無効となるとともに500リーヴルの罰金が課される。カタルーニャ語禁止令：1700年2月のルイ14世の王令。ルシヨン、コンフラン、セルダーニユ（サルダーニャ）では、行政官・司法官および都市当局の

地方言語が使われ続けてきたことをベッケルは称揚して、「フランスという中央集権的政府のもとで、[...] 多様な固有語が存続しているのは興味深い現象」であり、「ルイ 14 世がフランドル沿岸地方を侵略した時、フラマン語を根こぎにしてフランス語に取って代わらせようと欲したが、偉大なる王の意志は、未だ達成されていないのだ」と誇らしげに述べている³⁸。

クスマケルもベッケルも同時代的な問題に関心を持ち、初等教育で推進されつつあるフランス語の強制を批判した。本稿第 1 節で触れたフランス・フラマン委員会の言語調査の結果、事前に予測していたほどにはフラマン語の衰退が進行していなかったと分かってクスマケルは安堵したが、その一方で、公立・私立ともにフラマン語の読み書きを初等教育で教えることが許可されない現状を考えると、数年のうちにフラマン語の読み書きができる人は稀になり、今後の世代はフランス語のみを読み書きに用いるようになるだろうと予測を述べている³⁹。ベッケルは、フラマン語を母語とする子どもたちが途中で通学を止めてしまえば、フランス語もフラマン語も十分に習得しないままに終わる恐れがあると指摘する。教室でのフランス語の使用やフランス語教育を強制する初等教育を媒介として、地方言語をフランス語に取って代わらせようとするのは、「われらが諸都市や農村の労働者階級の知的発展の害悪となる」とまで述べて⁴⁰、ベッケルは政府の方針を厳しく批判した。クスマケルやベッケルが揃って要求する事柄は、初等教育でフランス語の読み書きと並行して、フラマン語の読み書きも教えること、ただこ

の一点のみである。子どもたちが母語であるフラマン語の読み書きを習得すれば、同じ語派である北方の諸言語の学習に役立つだけでなく、フランス語の会得にも役立つことが見込まれるため、フラマン語教育は実用的かつ有益なのだと言ったクスマケルもベッケルも熱心に訴える⁴¹。地方言語の読み書き教育を求める声はフラマン語圏のみに限ったものではなく、アルザス語、プロヴァンス語、バスク語、カタルーニャ語についても同様の主張が叫ばれているとベッケルは言う⁴²。

クスマケルやベッケルにとって、地方言語擁護を主張することと、フランスへの帰属意識を持つこととは、決して矛盾する事柄ではなかった。ベッケルの主張を聞こう。

「われわれの父祖が話していた古き諸言語、つまり現代フランスを作った諸々の民族性の残滓を、尊重しようではないか。フラマン人、アルザス人、ロレーヌ人、ブルゴーニュ人、ブルターニュ人、ノルマン人、ピカル人、バスク人、プロヴァンス人、コルシカ人は、それぞれの地域の山々や平原の固有語を用いて、共通の祖国の榮譽を称え、歌って欲しい。だが彼らが祖国を愛して祖国のために身を尽くすための魂も心も、ただ一つしかないのだ⁴³！」

ベッケルは、フランス国内の全てのことが、ローマ人達によってガリアの地にラテン語がもたらされる以前、つまり「フランス語」が生まれる以前の「ガリア人達の原初の固有語」を受け継ぐことばだと考えた⁴⁴。それぞれのことがフランス（ガリア）の地での諸民族の興亡の歴史を象徴すると位置づけることで、ベッケルは、フランスという国が文化的多様性に彩られている事実を正当化しようとしたのである。フランス各地固有の言語や文化を保ちつつ、フランスとしての統一性を形成することを、彼は理

議決、公証人の証書、ならびにあらゆる調書はフランス語を用いなくてはならず、違反した場合は無効となると定められた。だがこの王令の後も、ルシヨンの司祭達は口述遺言を筆記する際にカタルーニャ語を用い続けたため、半世紀後、口述の遺言をフランス語以外で筆記した場合は無効となると定めた法令が再度出されている（1754 年 3 月 24 日法）。フランス革命下の共和暦 2 年テルミドール 2 日、いずれの調書もフランス語以外の言語で記すことを禁じ、違反者には禁固 6 ヶ月の刑罰を課す法令が出された。アルザスの代議士はこの法の執行猶予を要求したが、コルシカ以外の地域では猶予が認められなかった。Baecker, *Grammaire comparée...*, pp. 55-56.

³⁸ Ibid., pp. 55-57. 「フランドル沿岸地方」はノール県北部のフラマン語圏を指す。

³⁹ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. VII ; Id., *Délimitation...*

⁴⁰ Baecker, *Grammaire comparée...*, p. 57.

⁴¹ Ibid. ; Coussemaker, *Chants populaires...*, p. VII.

⁴² Baecker, *Grammaire comparée...*, pp. 58-61. ベッケルが引用しているのは、ド・ラン（アルザス語について）、マリ＝ラフォン（歴史研究委員会委員。プロヴァンス語について）、アルシュ（ジロンド県初等視学官。フォルトゥール調査に協力。バスク語について）、ジョベール・ド・パサ（学士院通信委員。カタルーニャ語について）の主張である。

⁴³ Ibid., p. 62.

⁴⁴ Ibid., pp. 40-62.

想としていた。1849年、2作目となる自著の冒頭で、ベッケルは次のように語る。

「再開発の今世紀、鉄道網が走るフランスでは、大西洋と地中海とを隔てる距離を、そしてピレネー山脈とライン川とを隔てる距離を、自分の息子達が稲妻のような素早さで横切っていくのをフランスは見ることであろう。その息子達は互いの習俗や考え方や言語を交換し、統一性の中に溶かし込んでいくであらう。そのようにしてただ一つの心と魂とを持った、ただ一つの国民 *people* が形作られていくのである⁴⁵」。

クスマケルの方は、祖国フランスへの帰属意識とフランス・フランドル人としてのアイデンティティとの間に、一種の区別を設けた。

「フランス文学の傑作に直面し [...]、フランス史が他を押しよけるほどに偉大であることに直面すると、このうるわしい国家に属していることをわれわれは誇りに思うべきである。この国家の精髓は、ヨーロッパや世界中の文明を導く役目を果たすのである。だがこのうるわしい国 *pays* の中で、われわれには一つの家族がある。フランス全国の歴史の中で、われわれには固有の歴史がある。文明を伝える作品の中で、われわれには固有の部分がある。われわれフランス・フランドル人達はフランス国民ではあるが、出自はフラマン人である。われわれは国民の〔国家の〕栄光の傍らで、気高い母の子どもたちであることに値するよう、われわれの家、われわれの家族、われわれの古き良きフランドルの名誉を輝かせることができるし、また、輝かせなければならないのである⁴⁶」。

ベッケルもクスマケルも、フランスへの帰属意識を明らかに持っている。だが彼らは《フランス＝統一すべきナシオン》という考え方を斥け、言語や文学作品（特に民謡のような民衆の文学）や歴史に体现されている諸地域の固有性を、擁護していく必要性を主張した。ベッケルとクスマケルの政治的傾向に

ついて突き止めることは現時点では史料上不可能だったが、彼らのように貴族出身者で地方学術団体に活躍していた他の人々の例から、王党派的な傾向を持っていた可能性を考えられる⁴⁷。彼らの理想とする国家観、フランス観は、アンシアン・レジーム的なフランスのあり方に近いと言えるかもしれない。

3-2. フラマン語の民謡とフランスとの関係

ベッケルは、フランス諸地域の言語がフランスを作り上げた諸民族の興亡の歴史を体现すると考えていた。フラマン語に関して彼は、高地ドイツ語よりも起源が古く、原初の言語に最も近い言語の一つだと主張している⁴⁸。そして、フラマン語はゲルマン民族の一部族であるチュートン人の言語を受け継いでおり、フラマン語で民衆が口承してきた詩歌（民謡）は、フランク人の詩歌をほぼ古代の形のまま維持していると論じた⁴⁹。18世紀から19世紀半ば頃にかけて、フランスの支配者層の祖先をフランク人と考える歴史観が広まっていたことを考え合わせると⁵⁰、フランク人の歌をフランス・フランドル地方の人々が継承しているというベッケルの主張は、フラマン語の民謡の文献学的価値を強調する作用を

⁴⁷ アルシス・ド・コーモンやラ・ヴィルマルケなど、同時代に地方学術団体や歴史研究委員会で活躍した貴族出身者達は、王党派的な政治傾向で知られる。François Bercé, « Archisse de Caumont et les sociétés savantes », in NORA (dir.), *Les Lieux de mémoire, t. II : La Nation*, vol. 2, Paris, Gallimard, 1986, pp. 532-567 ; 梁川英俊「ブルターニュにおけるナショナリズムの誕生—『バルザズ・ブレイズ』以前のラヴィルマルケ(一)～(四)」『鹿児島大学法文学部紀要人文科学論集』、第54-57号、2001-2003年。なおラ・ヴィルマルケはブルターニュ地方の民謡を集めた『バルザズ・ブレイズ』(1839年)の成功で名声を得て、フォルトゥール調査にも歴史研究委員会正委員として携わった。

⁴⁸ Baecker, *De langue néerlandaise et des premiers monuments littéraires écrits en néerlandais : leçon d'ouverture du cours de littérature néerlandaise fait à Paris, dans la salle Gerson, annexe de la Sorbonne*, Paris, Ernest Thorin, Libraire-éditeur, 1868, pp. 6-10. 単語の比較等を根拠としている。

⁴⁹ Id. (recueillis par), *Chants historiques de la Flandre : 400-1650*, Lille, Ernest Vanackere, Libraire-éditeur, 1855, pp. V-XXV. この主張の典拠としてベッケルは、歴史研究委員会正委員ポーラン・パリスの論を引用している (pp. XI-XII)。

⁵⁰ Krzysztof Pomian, « Francs et Gaulois », in Nora (dir.), *Les Lieux de mémoire, t. III*, vol. 1, pp. 40-105. クシシトフ・ポミアン「フランク人とガリア人」上垣豊訳、ピエール・ノラ編、谷川稔監訳『記憶の場1対立』所収、岩波書店、2002年、59-125頁。

⁴⁵ Baecker, *Recherches historiques sur la ville de Bergues...*, p. 6.

⁴⁶ *Annales du Comité Flamand de France : 1853*, p.2. ベッケルも「地域住民の共同体は、大きな家族ではなからうか？」と述べている。Baecker, *Recherches historiques sur la ville de Bergues...*, p. 6.

狙ったものと思われる。1851年、歴史研究委員会が「フランス語の起源に関わる全ての事柄を重要視している」ことを知ったベッケルは、委員会がロマンス語の未刊行史料の収集を奨励していることに対し、次のように提案している。「しかしロマンス語と同時に、ガリアの特に北部では、フランク語あるいはチュートン語がカロリング朝の言語として話されていました。委員会ではチュートン語方言の文学の史料については、ロマンス語と同様の熱意を持って受け取ることはないのですか？われらが祖先フランク人達が歌っていた詩句を読むということは、興味深いことなのではないでしょうか」と⁵¹。もし委員会がチュートン語に興味を持つようであれば、フランスの言語の起源の一つであるフラマン語で記された興味深い作品を、迅速に翻訳します—ベッケルはこのように申し出てもいる⁵²。クスマケルは、以上のようなベッケルの見解を支持した。彼らは、フランス・フランドル地方の民謡がフランスの民族起源の一つを体現していることから、地元地域のみならずフランスにとっても意味深い存在だと主張したのだった。

4. 国境を越えて—ベッケルの民謡収集

4-1. 国境を越えた連帯を求めて—「オランダ語」圏の一体性

フォルトゥール調査の開始から半月ほど経った1852年10月4日、ベッケルはフォルトゥール大臣に宛て、民謡収集をドイツ北部で実行したいと願う手紙を書いた⁵³。フォルトゥール調査の開始以前より地元で民謡収集を行ってきたベッケルは⁵⁴、

ウエストファーレンやハノーヴァーといったドイツの諸都市やベルギーで、フランス・フランドル地方と同じ民謡が歌われているのを知った。そこで、北海沿岸の住民達が国を隔てて共有している民謡を収集・比較して、その起源を探究するという研究計画を立てた。そしてくだんの手紙では、この研究計画に対する助成金の交付を公教育大臣に申請したのである。公教育省には、国外での研究活動を助成する制度があった。ベッケルの研究計画は助成金の獲得には至らなかったものの、無給派遣 *mission gratuit* が認められた⁵⁵。無給派遣とは、旅費等の助成金が下りない代わりに、派遣先の関係各所宛に、公教育大臣や外務大臣が推薦書を発給する便宜が図られるという措置である⁵⁶。19世紀半ばの時点では、フランス国内でさえ文書館への入館には審査を経なくてはならなかった⁵⁷、大臣達からの推薦状は、国外での学術調査を円滑に進める上で、今日のわれわれが想像する以上に重要な物だったのである⁵⁸。

ベッケルの申請に対しては、1852年11月19日に無給派遣を決定する省令が出され⁵⁹、1853年7月に

Les Flamands de France. Études sur leur langue, leur littérature et leurs monuments, Gand, Imprimerie et lithographie de L. Hebbelynck, 1850.

⁵⁵ フォルトゥール大臣は「政府が出版を準備している民謡集に豊かな成果をもたらすような、かくも独特な派遣計画を貴殿に任せることができ、幸甚です。しかし残念ながら、こうした目的に適用できる資金が全くありません」と回答した。予算をすでに使い果たしたためという理由で、無給派遣の決定となったのだった(1852年10月28日、公教育大臣からベッケルへの書簡の写し)。AN, F17/2935A.

⁵⁶ ベッケルのドイツでの民謡収集にあたっては、外務大臣が1852年11月22日付の推薦状を発行し、公教育大臣を介して1852年12月13日にベッケル本人へ送付されたことが確認できる。Ibid.

⁵⁷ 1856年の時点で、審査なしに国立古文書館での史料の閲覧が許可された身分は、公務員、学士院会員または学士院賞受賞者、博士、古文書学士(国立古文書学校卒業生)、国立古文書学校学生のみに限られていた。Krzysztof Pomian, « Patrimoine et identité nationale », *Le Débat*, n°159, mars-avril 2010, p. 51.

⁵⁸ ベッケルはこの研究助成申請の際、もしも公教育省の資金が潤沢でないならば、無給派遣の決定を甘んじて受け入れるから、とにかくドイツでの研究計画を実現したいとフォルトゥールに訴えた。ベッケルにとっては、国外での史料調査の為に金銭的な援助以上に、公教育大臣や外務大臣からの推薦書を得ることの方が重要だったのであろう。1852年10月4日、ベッケルから公教育大臣への書簡(前出)。AN, F17/2935A.

⁵⁹ 省令(n°4187)の写し。Ibid.

⁵¹ 1851年6月6日、ベッケルからクルゼイル公教育大臣宛の書簡。AN, F17/2838.

⁵² 1851年5月28日、ベッケルからクルゼイル公教育大臣への書簡。Ibid. ベッケルが翻訳を考えていた作品名は具体的に明示されておらず、ただ「ベルギー人作家の作品」とだけ記されている。この作品の翻訳の為には、ジェナン Génin が著したローランの歌についての研究書を参照する必要があるが、貴重な書物で入手困難だとして、ベッケルはこの書簡中で同書の貸出を依頼している。歴史研究委員会の図書室(後に「地方学術団体図書室」と改称)からの貸出を指すと推測される。

⁵³ AN, F17/2935A.

⁵⁴ ベッケルは、フォルトゥール調査開始以前の1850年に出版した『フランスのフラマン人達』という著作の第2部で、「フラマン人の文学」として民謡を掲載している。Baecker,

ベッケルはフォルトゥール大臣宛の調査報告書を提出している⁶⁰。この報告書は歴史研究委員会のパリでの月例会で高い評価を得て、フォルトゥール調査の成果として編纂される予定の民謡集に掲載されることが決まった⁶¹。ベッケルは、北ドイツとフラマン語圏の民謡との間の着想や形式の類似点に注目している。特に子どもの遊び歌や、遊戯の身振り、聖人祭での子どもたちの役割（パレードや家々を廻るなど）など、北ドイツとフラマン語圏とで共通する風習の中に、キリスト教伝来以前の時代の「異教」信仰の痕跡が残っているとベッケルは指摘する。また、フラマン語圏の民謡のうち、ゲルマンの女神の神話を内容とする歌に関しては、ドイツにも同様の民謡があるということが確認された。他方、フラマン語圏の民謡には狼や巨人などのモチーフも登場するが、これらはドイツでなくスカンジナビアに由来することが分かったとベッケルは述べる。北ドイツでの調査の成果として、フラマン語圏の民謡の一部がドイツに起源を持つことをこのように論証したベッケルだが、フランス・フランドル地方の文化的起源を追究する為には、さらにスカンジナビアでも史料調査を行なう必要があると気づき、新たな課題を得たのだ。そして1856年5月にベッケルは、スカンジナビアとフラマン語圏との文化的起源の共通性を探究するべく、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーでの史料調査を公教育大臣に願い出ている⁶²。4世紀から5世紀にスカンジナビアからフランドル地方へと移住してきた人々の言語や慣習や「迷信」が、ダンケルク郡およびアーゼブルック郡に残存しているということを立証する計画だったが、この時の申請は却下された⁶³。国外のフランドル地

方とフランス領フランドル地方との共通点や同一性をこのように強調する背景には、いかなる意図があるのか。

北ドイツでの民謡収集を目的とした無給派遣に出発する前年の1851年、ベッケルは、ベルギーとオランダでフラマン語（フランデレン語／オランダ語）の歴史や文学の状況を調査するという研究計画で助成を申請し、無給派遣で調査に赴いている⁶⁴。この時の研究の趣旨について、ベッケルは次のように述べている。フランドル地方一帯で話されている言語は、蔑視の対象となってきた。例えば、人類の始原の言語の起源を研究したフランスの研究者達は、原初のオランダ語でなされてきた知的営為を無視してきた。フランス人達は、「オランダ語は文学も文法もなく、粗野にして野卑、平板にして稚拙[...]な俚言 *patois* だと見なしたから」オランダ語を無視してきたのだ⁶⁵。また、スタール夫人（1766-1817）の「オランダの固有語 *idiome* は、文法で記されたカエルの鳴き声だ！」という表現に表れているような認識が一種の流行となってきたが、自分の研究計画は「スタール夫人の発明した措辞に反することになるため、デリケートかつ厄介な任務」となるだろうとベッケルは言う⁶⁶。しかしこの研究によって、興味深いにも拘らず殆ど知られていないオランダ語（フラマン語）の作品を世に広めることができるとして、ベッケルは自らの研究計画の利点を強調している。フラマン語を蔑視の対象から救い出すことが、

ていた。公教育大臣は、ナポレオン公随行団の人選は公教育省の管轄外という理由で却下した。

⁶⁴ 1851年8月19日の公教育大臣省令で無給派遣が決定。AN, 17/2935A.

⁶⁵ Baecker, *Rapport à M. le Ministre de l'Instruction publique et des cultes de France sur l'histoire et l'état des lettres en Belgique et dans les Pays-Bas : 1^{re} partie --Langue néerlandaise*, Paris, Auguste Aubry, Libraire-Éditeur, 1862 (1851年9月にアムステルダムにてベッケルが執筆した、ベルギーとオランダへの無給派遣の報告書を活字化した小冊子), pp. 25-26, AN, F17/2935A. この活字版は1862年12月26日に提出されたが、すでに手稿版の報告書が1851年に提出されたことが、他の書類類の文面から推察される。AN では手稿版の方は保管されていない。ベルギーとオランダへの無給派遣で、ベッケルは、13-14世紀に詩人がフラマン語韻文で記した日記の収集等を行なった。

⁶⁶ Ibid., p. 10.

⁶⁰ Baecker, *Rapport à Monsieur le Ministre sur l'origine commune des chansons populaires du Nord de la France avec celles de l'Allemagne* (ms.). 1853年7月12日提出。Ibid.

⁶¹ 1854年3月13日の月例会で決定。1854年4月18日、公教育大臣からベッケルへの書簡でこの決定を通知。AN, F17/3245.

⁶² 1856年5月14日、ベッケルから公教育大臣への書簡。AN, F17/2838.

⁶³ 1856年5月22日、公教育大臣からベッケルへの書簡。Ibid. この時ベッケルは公教育省の研究助成制度への申請という形ではなく、北欧諸国に学術調査へ向かうナポレオン公 Prince Napoléon [皇帝の従兄：当時、外交を担当していた] に随行する学術調査委員会に自分を指名して欲しいと願い出

この研究計画の最終目的であり、ベッケルの望みでもあった。

フラマン語の地位向上のためにベッケルは、フランドル地方のことばが「固有語 *idiome*」「俚言 *patois*」などと呼ばれている現状を脱却し、フラマン語を一つの独立した「言語 *langue*」の地位にあるものと唱えた。ベッケルの主張を聞こう。

「ダンケルク郡とアーゼブルック郡とサントメール郡の一部の民衆達の固有語 *idiome populaire* は、フランドルの言語 *langue flamande* である。私はあえて言語 *langue* と言った。俚言 *patois* という語は、シャルル・ノディエが示した意味——すなわち、単一の民族 *races* によって保存されてきた父の言語にして、国の言語であるという意味——で解釈しない限り、この言語は俚言などではないということを知らしめるためである⁶⁷」。

「この言語〔フラマン語〕はフランドル地方ではフランドル語と呼ばれ、ブラバント州〔ベルギー中部〕ではブラバント語と呼ばれ、ホラント州〔オランダ北海沿岸〕ではホラント語と呼ばれる。このことは重々承知だが、これらの呼称はいずれも、時代遅れの地方人根性 *provincialisme* に由来するにすぎない。いわゆる固有語と呼ばれてきたこれら全てのことばが、唯一にして同一の言語の諸方言 *dialectes* でしかないということが、今日では認知されている。つまりオランダ語のことである。この言語は、隣接諸国の文学作品とは一線を画した文学を産みだしている。私はこれを『オランダ語文学』と呼ぶ。これはオランダ語で記された文学作品総体のことである⁶⁸」。

つまりベッケルは、国境によって複雑に分断されているために各地域の「固有語」と見なされてきた諸々のことばは、実は「オランダ語」という一つの言語なのだと考えた。ベッケルは、フランス・フランドル地方とオランダやベルギーといった諸外国との言語的・文化的共通性および一体性を強調することで、フランスの中では国土の北端の狭小な地域の

「固有語」と見なされてきたフラマン語が、独立国オランダの言語であり、なおかつ独自の「オランダ語文学」を生み出してきた由緒ある言語の一方言だと主張したのである。

4.2. パリへの意識

フランス・フランドル地方と国外の「オランダ語文学」圏との連関や一体性を強調することで、ベッケルは、フラマン語（圏）の地位向上を図る持論を展開した。それに加えて彼は、「オランダ語」およびその「文学」の世界をフランス国内の他地域へ紹介し、普及させるために尽力した。その際、彼が特に意識したのは、フランスの中心地たるパリである。1852年にベッケルは、コレージュ・ド・フランスでの「オランダ語文学講座」の開講を公教育大臣に提案している。この講座の開講が実現すれば、自分が無償奉仕で講師を引き受けるとも申し出た。この提案に対して公教育大臣は、「ドイツ起源の言語・文学」講座が既に存在するため却下すると回答したが⁶⁹、ベッケルはこれにひるまず、1854年にはドゥーエ大学文学部に「フラマン語文学講座」の開講が検討されていると聞き、責任者のポストに立候補している⁷⁰。1868年、遂に彼はソルボンヌ大学でのオランダ語文学講義の開講の実現にこぎつけ、講義録も出版した⁷¹。

またベッケルは、公教育省歴史研究委員会のメンバーとしてパリで活躍することを望んでいた。ベッケルは通信委員だったが、この身分では、公教育大臣やパリの正委員達との書面上のやり取りが認められているに過ぎず、パリで開かれる月例会に出席することは許されなかった。通信委員の定員は200名

⁶⁹ 1852年2月17日、フォルトゥール公教育大臣からの回答。Cited in Baecker, *Rapport...en Belgique et dans les Pays-Bas*, p. 28 (Appendice II), AN, F17/2935A.

⁷⁰ 1854年9月4日、ベッケルから公教育大臣宛の書簡。公教育省は「検討」と回答した（1854年9月14日、公教育省第2課課長ブチからの回答）。Cited in *Ibid.*, pp. 28-29 (Appendice III).

⁷¹ Baecker, *Histoire de la Littérature néerlandaise : depuis les temps les plus reculés jusqu'à Vondel. Cours fait à la Sorbonne en 1868-1869*, Louvain, Typographie de Vanlinthout Frères, 1871. 講義録はベルギーのルーヴェンで出版されたが、パリでも、初回講義のみを収めた冊子が出版された。Id., *De langue néerlandaise...*

⁶⁷ Baecker, *Grammaire comparée...*, p. 56.

⁶⁸ Id., *De la langue néerlandaise...*, p. 5.

であるのに対し、月例会への出席権を持つ地方委員は、全国でわずか13名しかいない⁷²。狭き門である地方委員の座への昇格を、ベッケルは、歴代の公教育大臣に懇願し続けた。史料上確認できるだけでも、1853年から1863年の間に実に8度にもわたって、地方委員への昇格を求める書簡を公教育大臣に送っている⁷³。だがことごとく却下され、彼が地方委員に昇格することは遂になかった。彼ほどに地方委員の地位に拘泥した通信委員は、史料では他に見当たらない。ベッケルが地方委員のポストを切望した背景には、月例会に主席したいという理由と共に⁷⁴、自分がフラマン語圏を代表しているという自負もあった。通信委員に任命されてから3年目の1853年10月、ベッケルは、地方委員に自薦する書簡を初めてフォルトゥール大臣に書いている。この書簡で彼は、歴史研究委員会文献学部門で実施しているフォルトゥール調査はフランス諸地域の諸方言を扱うにも拘らず、また委員会では「フランス北部のフラマン語方言の文献は注意を払うに値する」と言っているにも拘らず、委員会の月例会出席者の中には「フラマン語を専門に研究するような人物が見当たらない」ことは問題だと指摘した。「もしフラマン語の文献学に従事しているメンバーを委員会に加えたいとお考えでしたら、わたくしが喜んで地方委員を拝命いたします」とアピールしている⁷⁵。もちろん、ベッケルを突き動かしていたのは名誉欲に過ぎなかったという可能性を否定する根拠はない。だが、フラマン語の普及および地位向上にける彼の熱意を考慮に入れると、パリの月例会で正委員達と直接議

⁷² 地方委員の数は時代によって増減する（10～30名程度）。本文で13名と記したのは、フォルトゥール調査の開始に併せて歴史研究委員会が「フランスの言語・歴史・芸術委員会」へ改称・再編された1852年時点での地方委員の人数。

⁷³ 例えば1858年9月18日、ベッケルからルーラン公教育大臣への書簡では、同年2月22日付の歴史研究委員会の改編で科学部門が新規に設立されたのに合わせて、ベッケルは、自分にとって畑違いの分野であるにも拘らず、新規に任命される科学部門の地方委員の枠に立候補した。この時ベッケルは、北仏沿岸地方の砂丘を開墾する方法の研究を行なうとして、農業関係の研究の構想を記している。AN, F17/2838。

⁷⁴ 1855年9月13日、ベッケルからフォルトゥール公教育大臣への書簡。自分がパリに出かけるたびに月例会に出席できたらさぞや嬉しいだろうと述べている。Ibid.

⁷⁵ 1853年10月17日、ベッケルから公教育大臣への書簡。Ibid.

論をし、彼らの目の前で自らの研究成果を発表し、さらにフォルトゥール調査でフラマン語民謡に関する文献学的考察を担当する任をも引き受けること、すなわちフランス・フランドル地方の代表としてパリで活躍することを純粋に願って、彼は地方委員のポストを切望していたように見えてならないのである。ベッケルは、フランス・フランドル地方の民謡と国外の近隣地域の民謡との共通点に着目して国外での史料調査を敢行し、その起源の同一性を論証した。フラマン語（圏）に対する根強い蔑視を払拭すべく、国外の同一言語圏との連帯をバネに、フランス・フランドル地方の属する文化圏の偉大さを強調したのだった。

5. フランドルの中の「フランス」として一クスマケルの民謡収集

5-1. 旋律の採譜への情熱—歌われたままに、正確に

クスマケルは、1856年、150曲の民謡を集めた『フランスのフラマン人達の民謡』を刊行した。ラ・ヴィルマルケが1839年に著したブルターニュ民謡集『バルザズ・ブレイズ』に匹敵するような、フランス・フランドル地方の民謡集を発表することを目標にしたと、クスマケルは述べている⁷⁶。歴史研究委員会はこの民謡集の内容を高く評価し、フォルトゥール調査の優れた成果として『フランス民衆詩歌選集』に収めることに決めた⁷⁷。クスマケルはこの民謡集で、全収録曲をダンケルクやアーゼブルックの祭、街角、仕事場、家庭といった場所で「民衆の口から収集」して、「歌詞も旋律も、民衆の記憶している通りに記した」全曲の譜面を付けるという方針を強く打ち出した⁷⁸。19世紀半ばの時点では画期的な方針である。というのも、当時の大半の民謡集は歌詞しか掲載しておらず、たとえ譜面があっても歌曲風にピアノ伴奏譜が付け加えられたり、耳

⁷⁶ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. IV. 他方クスマケルは、フランス・フランドル地方には2つの郡しかなく、人口も21万人に過ぎないため、数の面でも重要さの面でもラ・ヴィルマルケ氏のコレクションと同等のものができるとは至らないだろうとも記し、優れた民謡集を編纂することの難しさを指摘している。

⁷⁷ 1856年7月26日、公教育大臣からクスマケルへの書簡で通知。AN, F17/2847.

⁷⁸ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. V.

馴染みの良いように旋律が改変されたりと、民謡が編曲されて出版される傾向が主流だったからである⁷⁹。クスマケルはこうした傾向を批判して、歌われた通りに忠実に旋律を採譜するべきだと主張した。彼は歌手がいると聞けばどこへでも出かけ、幾人もの人に同じ節を歌ってもらった。「首尾よく記録できたかどうか確認するのに最も良い方法は、採譜した節を復唱してみせることである。何か足りない所があれば、その場で歌手が指摘してくれる」と語るクスマケルの民謡収集の方法は⁸⁰、復唱法と呼ばれる今日の方法とほとんど変わらず、今日でも通用すると音楽学者のピストンは指摘している⁸¹。

クスマケルはフォルトゥール公教育大臣に対して次のように述べ、旋律を正確に収集することの重要性を訴えた。

「民謡にとっては旋律が無視できないほどに重要で、しばしば主たる役割を果たしているということは、きわめて明白です。旋律なくしてはいわゆる民謡は存在しません。ですから、現在準備中の『手引』で⁸²、通信委員達にこの点を注意喚起する必要があります。しかし同時に、旋律に刻印されている各地域固有の独創性を保存するためには、伝承されてきたままの形の旋律がもたらされることが最重要であるため、旋律を書き留めるのにあたっては、最大限の正確さと最大限の綿密さとを推奨するのがよろしいでしょう。この種の仕事をするには、近代音楽の慣習を一時的に離れたり、言うなれば捨て去ったりしなくてはなりません。そうしないことには、近代調性とは全く別物である〔民謡の〕

調性の旋律を完全に変質させてしまう危険にさらされるからです⁸³」（【資料1】参照）。

クスマケルのこの主張は歴史研究委員会の正委員達から歓迎され、『手引』に採用される⁸⁴。ここで注目すべきは、民謡の旋律にこそ、地域固有の特徴が現れると述べられていることである。歌われている通りに旋律を記録するよう留意すべきだとクスマケルが主張した背景には、音楽学者としての関心とともに、民謡の旋律に見られる地域的固有性を保存する必要があるとクスマケルが考えていたという理由もあったのである。

5-2. 旋律に宿る、フランス・フランドル地方の固有性

クスマケルの民謡集では、民謡を13のジャンルに分類している【資料2】。歴史研究委員会の『手引』と似た構成だが、フランドル地方特産のレース織を担う女性職人達の守護聖人である聖アンヌに関する歌だけを集めて1章を設けるなど、フランス・フランドル地方特有のジャンルを巧みに組み込んだ点に、クスマケルの工夫がある。この民謡集の構成は、各ジャンルの特徴の概説があった上で、1曲ごとに簡潔な解説が添えられるというものである。そうした解説の中でクスマケルは、フランス・フランドル地方の民謡には、国外のフランデレン語／オランダ語地域およびスカンジナビアやドイツの民謡と、歌詞の内容、題材、ジャンルといった点で共通する要素があると指摘している。ベッケルが北ドイツでの民謡収集の報告で展開していた主張と、一致する見解である。

だが旋律に関しては、フランス・フランドル地方の民謡と国外の同一言語圏の民謡との間には、歴然たる違いがあるとクスマケルは論じる。その違いは、起源の《古さ》の差に起因する。たとえフランス・

⁷⁹ Pistone, « Edmond de Coussemaker... », p. 615 ; Jane Fulcher, « The Popular Chanson of the Second Empire : 'Music of the Peasants' in France », *Acta Musicologica*, n° 52, 1980, pp. 34-35.

⁸⁰ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. XV.

⁸¹ Pistone, « Edmond de Coussemaker... », pp. 614-615. 民謡収集で知られるバルトークが1930年代に実践した方法に似ているが、復唱して歌手から訂正してもらうほどのクスマケルの慎重さは、バルトークをも上回るとピストンは述べている。

⁸² 1853年に歴史研究委員会が作成した民謡収集のマニュアル。拙稿「揺らぐ「民謡」概念—フランス政府による全国民謡収集（一八五二—一八五七）に見る」『口承文芸研究』第35号、2012年、105-115頁で、『手引』の内容を分析してある。

⁸³ 1853年5月6日、クスマケルから公教育大臣への書簡、AN, F17/3245.

⁸⁴ Jean-Jacques Ampère, « Poésies populaires de la France », in *Bulletin du Comité de la langue, de l'histoire et des arts de la France*, t. 1 (1852-1853), Paris, Imprimerie Impériale, 1854, pp. 226-227. 歴史研究委員会正委員のヴァンサン（考古学部門。中世音楽に関する学問は「音楽考古学」と呼ばれていた。フォルトゥール調査は主に文献学部門が担当）も、クスマケルと同様の主張を唱えていた。

フランドル地方の旋律と似た旋律がドイツでも歌われていても、起源は自分達の地域の歌の方が古いとクスマケルは言う⁸⁵。まさに起源の古さこそが、フランス・フランドル地方の民謡の旋律の固有性だと主張するのである。こうした主張の根拠は、フランスで話されているフラマン語と、国外のフランデレン語／オランダ語との間の発音上・表現上の相違にあるとクスマケルは述べる。彼は主に母音の比較を行い、o, ooといった母音（例：mogen, woonen）が、フランス・フランドル地方ではeuという二重母音で発音する（例：meugen, weugen）などの例を挙げている。表現上の違いに関しては、本稿第1節で触れたフランス・フラマン委員会の言語調査の結果にも表れている。この言語調査では、教会に設置されている祈禱書や『布教年報 *Annales de la propagation de la foi*』といった書物が、フランス語版であるか、それともフラマン語版であるかを尋ねた。その結果、多くのコミューンでフラマン語版の『布教年報』が拒絶されていると分かった。フラマン語しか話されていないと回答したコミューンでさえ、フラマン語版の『布教年報』は使われていなかった。その理由は、フラマン語の書籍がベルギーやオランダで製作されていることにあった。フランス・フランドル地方の住民にとっては、ベルギーやオランダのことばは自分達のことばと表現が異なるため、内容が理解しにくい、あるいは全く理解できない。そのためフラマン語の書物を置かないのだと、多くのコミューンの回答には記されていた⁸⁶。言語学的には同一言語圏とされるフランドル地方の中での、発音や表現の差異の程度をわれわれ日本語使用者が実感することは難しいが、フランス領のフラマン語話者からすると、国外のフランデレン語／オランダ語とは相互理解に困難をきたすほどの差異があったということである。フランス・フランドル地方とそれ以外のフランデレン語／オランダ語圏との間の言語的差異は、フランス・フランドル地方が17世紀にフランス領化されたことを要因として生まれたとしてクス

マケルは説明する。ベルギーのフランデレン語が、オランダ語やドイツ語に近づく形でおよそ半世紀程前から大きく変化してきたのに対し⁸⁷、フランス・フランドル地方のフラマン語は、フランスに占領される以前の17世紀の状態のまま変化していない。従って、フランス・フランドル地方の人で文字が読める人は、17～18世紀のベルギーやオランダの文章は簡単に理解できても、同時代に書かれた文章を理解することは難しいのだとクスマケルは言う⁸⁸。

発音や言い回しのような言語的特徴は、民謡の旋律の音楽的特徴に強く影響することから、フランス・フランドル地方の民謡の中には、他国のフランドル地方の旋律よりも古い特徴が残されている歌が存在するとクスマケルは論じる⁸⁹。ドイツやオランダやベルギーの民謡の旋律は、フランドル地方の民謡が本来持っていた特有の要素を変質させてしまっているのに対し、フランス・フランドル地方では17世紀の仏領化が幸いして、フラマン語の古い発音・表現のみならず、古い旋律の特徴もまた守り継がれているとクスマケルは考えた。彼は言う。

「ブリュッセル、アントウェルペン〔アントワープ〕、ヘント〔ゲント〕、ブリュッヘ〔ブリュージュ〕のフランドル人達は、この〔クスマケルの〕民謡集の中に、忘れていた歌詞や旋律を再発見するだろう。そうした歌は、彼らの西側に住む兄弟であるわれわれが、200年前より絶えず他の諸習俗、他の一言語〔フランス語〕、他の音楽的調性と接触してきたにも拘らず、完全に原初の純粋な形ではないにしても、少なくとも本来の完全な形に近い状態で保存してきた歌なのだ⁹⁰」

「われわれ〔フランス・フランドル地方〕の歌の中に、今日のベルギーでは廃れてしまった表現を見つけることができる」と⁹¹。

クスマケルがフランス・フランドル地方の民謡に固有な音楽的特徴として看取したのは、リズムおよび調性 *tonalité* である。まずリズムの方から見てい

⁸⁵ Coussemaker, *Chants populaires...*, p. XVIII.

⁸⁶ Id., *Délimitation...*, pp. 19-20. フラマン語版の本や祈禱書を手に入れるのが困難であるため、読めないながらも仕方なく、フランス語の本を置いているという回答もあった。

⁸⁷ Ibid., p. 20. この主張の根拠は示されていない。

⁸⁸ Coussemaker, *Chants populaires...*, pp. XXII-XXIV.

⁸⁹ Ibid., pp. XVIII, XXII.

⁹⁰ Ibid., p. V.

⁹¹ Ibid., p. XXIII.

くと、変拍子の曲が多いこと、あるいはリズム自体に規則性がないことこそが、フランス・フランドル地方の固有性だとクスマケルは述べる⁹²。調性に関しては二点指摘している。第一に、導音⁹³が存在しないことである。フランス・フランドル地方の旋律は、「グレゴリオ聖歌の第1音階（第一教会旋法）あるいは、第6・第7音を高くしない近代的な短音階である。こうした旋律では、導音を排する強い傾向が指摘できる⁹⁴。」すなわち、第7音が歌の途中で現れても、導音としての働きをしないか、あるいは、近代音楽であれば歌の末尾から数えて2つ目の小節に導音が出てくる所で、フランス・フランドル地方固有の民謡では末尾から2つ目の小節から導音が排除されるということである。第二にクスマケルが挙げているのは、主調と関係調とが混交するという特徴である⁹⁵。フランス・フランドル地方の民謡がグレゴリオ聖歌と酷似している理由は、中世の民衆が重労働を紛らそうと、誰もが知る歌である教会の聖歌を繰り返し歌っていたためだとクスマケルは言う。こうした慣習は多くの地域で忘れ去られ廃れてしまったが、フランス・フランドル地方だけは例外だとして、クスマケルは次のように記している。「フランドルの民衆は、グレゴリオ聖歌の旋律に乗せて歌われた民謡を保持している、唯一の人々かもしれない。この点は特筆に値する⁹⁶。」フランス・フランドル地方に特有のリズムや調性が最も顕著に見られる例として、クスマケルが挙げている「メシア」という歌の譜面を掲載する【資料3】。もっとも、上記の特徴がフランス・フランドル地方の全ての民謡に見られる訳ではなく、近代音楽を基にした民謡も数多く歌われているともクスマケルは述べている。

民謡の音楽的特徴に関する考察を通して、フランドルという広大な地域の中でもフランス領の地域の

みに備わる固有性を追究するということは、音楽学の専門家たるクスマケルだからこそ実現できたのであろう。他方、クスマケルはフランス国内でのフラマン語圏の位置付けには無関心で、フランスとフランス・フランドル地方との民族起源の連関についてベッケルの所説に依拠するだけで、それ以上踏み込んだ考察をしていない。クスマケルにとっては、フラマン語（フランデレン／オランダ語）圏の中でのフランス領の特殊性こそが、フランス・フランドル地方のアイデンティティを支える柱なのだった。クスマケルの主張はベッケルの主張と相互補完的である。ベッケルは、フランス国内で唯一、フランク人の歌を受け継ぐ地としてフランス・フランドル地方を位置付け、そしてクスマケルは、フランス・フランドル地方で唯一、17世紀以前の歌を受け継ぐ地としてフランス領のフランドルを位置付けた。国内外双方との関係を明確化させてはじめて、フランス・フランドル地方の研究者達のアイデンティティは形成されていったのである。

最後に、ベッケルやクスマケルの所説がパリでどのように受け止められたかを示す、傍証を一つ示しておく。1853年10月、ベッケルが初めて公教育省歴史研究委員会の地方委員への昇格を願い出た際、翌11月にフォルトゥール公教育大臣は、今は定員に達しているので地方委員に昇格させることはできないものの「わたくしはあなたからの依頼を忘れないようにします」と述べ、次に空席ができればベッケルを地方委員に任命すると約束した⁹⁷。だが1855年4月、次の新たな地方委員として任命されたのはクスマケルだった⁹⁸。親しい仲間が地方委員になったことを受けてベッケルは、同年9月にフォルトゥールへ改めて手紙を書く。委員会のメンバーの人数が増えて「新たに地方委員に任命された人達も出てきました」と述べ、自分との約束をもう一度思い出

⁹² Ibid., pp. XX-XXII.

⁹³ フレーズを解決する（終わらせたり区切りをつけたりすること）力が最も強い音。音階上、主音から数えて7番目に来る「第7音」であることや、主音よりも半音下であることが多い。

⁹⁴ Ibid., p. XIX.

⁹⁵ Ibid., pp. XVIII-XX.

⁹⁶ Ibid., p. XX.

⁹⁷ 1853年11月10日、フォルトゥール公教育大臣からベッケルへの書簡の写し。AN, F17/2838.

⁹⁸ 1855年4月13日、クスマケルを地方委員に任命する公教育大臣の省令、および同日付の書簡の写し。この前日（4月12日、パリにて）、クスマケルがフォルトゥール調査への自らの貢献をアピールしつつ、時折パリへ行く機会があるので、地方委員としてパリの月例会で有益な報告をできるだろうと述べて、地方委員に立候補する文面の書簡を公教育大臣宛に書いている。いずれもAN, F17/2847.

して欲しいと大臣に訴えるためである⁹⁹。この後、地方委員の空席ができるたびにベッケルは、フォルトゥールの後任の公教育大臣達に宛てて、フォルトゥールとの約束を一言一句引用しながら昇任願いを出し続けたが¹⁰⁰、却下され続けた。フォルトゥール大臣をして、ベッケルとの約束を反古にするに至らしめるような何らかの事由があった形跡は、現時点では史料上確認できない。国外との連帯を強調する論調のベッケルと比べ、フランドル地方におけるフランス領の優位な点（古い言語や民謡を維持している点）を強調したクスマケルの所説の方を、政府としては歓迎したということが、地方委員の人事に表れたのかもしれない。

むすびに

本稿は、政府主導で行なわれた全国規模の民謡収集であるフォルトゥール調査の、国境地域における実施状況を検討してきた。民謡収集に積極的に取り組んだ地域であるフラマン語圏に注目し、歴史研究委員会の通信委員・地方委員の中から、ベッケルとクスマケルという二名について分析してきた。地方学術団体を主な舞台とし、活動を共にした二人が同時代に展開した学説には、共通認識が見られた一方で相違点もあった。同地域で比較可能な例として取り上げた二名について見解の相違が確認できたということは、意義深いことである。というのも、地方在住の研究者達の学術活動において、地元地域のアイデンティティがいかんにして構築されたかを明らかにしようとする際、県や言語圏を単位とするなどして安易にモデル化して論じると、内部に方向性の異なる考え方が並存する可能性を見落としてしまいかねないため、モデル化や原理的な考察には慎重であるべきだとわれわれに語っているからである。

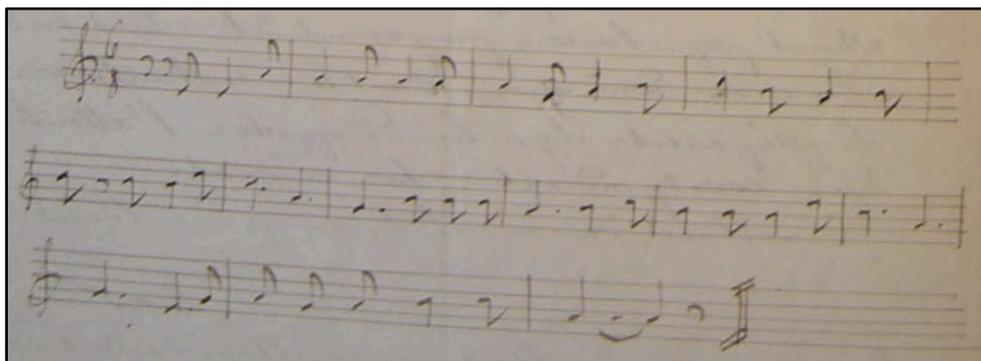
最後に、今後の課題を一点だけ述べておくと、フランス・フランドル地方の固有性を強調する傾向が

ありながら、独立運動へ発展するような兆しは見られなかった。クスマケルもベッケルも、フランス・フランドル地方という「家族」を重視しながらも、自分達がフランスに属す事実を誇っていた。フランスは、いかなる求心力で彼らを惹き付けたのか。フランスの国民意識のあり方の鍵となろう¹⁰¹。

⁹⁹ 1855年9月13日、ベッケルからフォルトゥール公教育大臣への書簡。AN, F17/2838.

¹⁰⁰ 1862年9月7日（ルーラン公教育大臣）および1863年9月14日（デュリュイ公教育大臣）、ベッケルから公教育大臣への書簡。1863年の方は、ベッケルの地元ノール県の地方学術団体の重鎮ル・グレイ氏（ルール在住）の死去を受けての書簡である。いずれも AN, F17/2838.

¹⁰¹ 本論文の一部は「公益信託澁澤民族学振興基金 平成23年度大学院生等に対する研究活動助成」の助成を受けた研究の成果である。感謝とともにここに記す。



【資料1】

クスマケル自筆譜
 “模範的採譜例”。近代調性の規則に従えばソに#をつけるところだが、そのように変えると平凡で魅力のない旋律となり、この歌の持つ素朴な特色を奪って

しまうとクスマケル指摘している。

(クスマケルから公教育大臣への1853年5月6日付の書簡、AN, F17/3245、著者撮影)

【資料2】クスマケル『フランスのフラマン人達の民謡』目次：

1. クリスマスの歌と哀歌
2. 祭や宗教的儀式に関する歌
3. 道徳的・神秘的な歌
4. ドルイドの思い出
5. スカンジナビアの思い出
6. サーガ、バラッド、そして伝説
7. 海の歌
8. 滑稽歌と風俗歌
9. 聖アンヌの歌
10. ロンド（輪舞）と舞踏歌
11. 酒の（バッカスの）歌と愛の歌
12. 風刺歌
13. 子どもの歌

cf. 歴史研究委員会の『手引』の章立て：

- I. 宗教的な詩 (1. 祈祷 2. 伝説、聖人伝、奇跡 3. 聖歌 4. 年間の様々な祭のための歌)
- II. 異教起源の民衆詩 (1. ドルイドの記憶 2. ゲルマンの記憶)
- III. 教訓的・道徳的な詩
- IV. 歴史伝承詩
- V. 物語詩
- VI. 生涯の様々の出来事と人生の様々の段階に関する詩歌。結婚、洗礼、初聖体拝領、出家、死、埋葬
- VII. 移動する職業に関する詩歌。兵士、船乗り、等
- VIII. 定住的職業に固有の歌。鍛冶屋、機織り工、仕立屋、靴修理工、木靴職人、糸紡ぎ女工、指物工。同業組合の歌
- IX. 農村の様々の労働に関する歌。種まき、刈入れ、ワイン用のブドウの収穫、オリーブの収穫
- X. 狩人、漁師、羊飼いの歌
- XI. 諷刺歌
- XII. 即興の歌
- XIII. 酒の歌を含む戯れ歌

【資料3】クスマケル『フランスのフラマン人達の民謡』16番の楽譜。フランス・フランドル地方の民謡に特有の導音、変拍子が見られる例としてクスマケルは指摘している (pp. XIX-XXI)。

歌詞：「メシア（救世主）

喜びの歌が天の穹窿（きゅうりゅう）のもとで聴こえ、あまねく大地に響き渡ると／天使達が主を褒め讃えようと降りてくる／メシアが今夜生まれたのだ／人類を慰めるために〔仏語訳より訳出〕」

XVI.

DEN MESSIAS.

Allegro.



Wat vreugd hoor ik uyt s'he-mels zae - len; 't schynt het aer - de - ryk is vol ge - schal. Ik hoor de en - g'len ne - der - dae - len, en hier lo - ven den Heer voor al. Want Mes - si - as, want Mes - si - as, want Mes - si - as, want Mes - si - as is de - zen nacht, want Mes - si - as is de - zen nacht voortge - bragt, tot troost van smensch ge - slacht; want Mes - si - as is de - zen nacht voortge - bragt, tot troost van smensch ge - slacht.

Wat vreugd hoor ik uyt shemels zaelen!
 't Schynt het aerderyk is vol geschal.
 Ik hoor de engelen nederdaelen,
 En hier loven den Heer voor al.
 Want Messias is dezen nacht
 Voortgebracht,
 Tot troost van smensch geslacht.

この歌についてのクスマケルの解説（要旨）：このクリスマスソングはダンケルクの歌。近代調性とほとんど関係のないフレーズで、極めて古い旋律。末尾から数えて5～6小節にあるド#が特徴的。イ短調の主音に戻ることを決定づける音〔導音〕だが、最終小節およびその前の小節では#が外されている。ここに#を付けると旋律を歪め、変質させてしまう。この歌の民衆らしさは、作曲家の作品ではなく、自然において他には師をもたなかった者が旋律を作ったからこそ生まれた、幸運なる着想にこそあるのだ（p. 40）。